

積算基準及び標準歩掛等公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、牛久市が発注する建設工事等について、契約手続きにおける透明性、競争性及び客観性をより一層高めるために、土木工事及び建築工事等の積算に用いる積算基準及び標準歩掛等（以下「基準書」という。）の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基準書の種類)

第2条 公表する基準書は、次の各号のとおりとする。

- (1) 積算基準及び標準歩掛 土木編 1/2, 2/2
- (2) 積算基準及び標準歩掛 (別冊) 計画・調査編
- (3) 積算基準及び標準歩掛 (別冊) 電気通信・機械編
- (4) 積算基準及び標準歩掛 (別冊) 公園緑地工
- (5) 請負工事機械経費積算基準
- (6) 下水道用設計標準歩掛表 第1巻 管路
- (7) 下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場
- (8) 下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託
- (9) 下水道用設計標準歩掛表 別冊 参考資料
- (10) 公共建築工事積算基準
- (11) 公共住宅建築工事積算基準
- (12) 公共住宅電気設備工事積算基準
- (13) 公共住宅機械設備工事積算基準
- (14) 公共住宅屋外整備工事積算基準

(公表方法)

第3条 基準書は、本庁舎3階情報公開統合窓口置き、閲覧に供するものとする。

- 2 基準書の閲覧は、牛久市の休日を定める条例（平成元年条例第39号）第1条第1項に規定する日を除く日における午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、必要と認めるときは、これを変更することができる。
- 3 基準書は、前条第6号から第14号までに掲げるものを除き、複写することができる。
- 4 牛久市情報公開条例（平成16年条例第34号）第20条第1項の規定は、前項の基準書の複写に準用する。

(留意事項)

第4条 基準書の閲覧を希望する者は、職員の指示に従い、指定された場所で閲覧し、これを指定閲覧場所外に持ち出し、又は汚損若しくは加筆等の行為をしてはならない。

- 2 基準書の貸出は、行わないものとする。
- 3 基準書の具体的内容等について、電話、来訪等による問い合わせには応じないものとする。
- 4 この要領に違反し、又は職員の指示に従わない閲覧人に対しては、閲覧を中止し、又はこれを禁止することができる。

附則

この要領は、平成29年9月26日から施行する。

参考

(1) 積算基準及び標準歩掛 土木編 1/2, 2/2

(2) 積算基準及び標準歩掛 (別冊) 計画調査編

(3) 積算基準及び標準歩掛 (別冊) 電気通信・機械編

(4) 積算基準及び標準歩掛 (別冊) 公園緑地工

(5) 請負工事機械経費積算基準

発行 茨城県土木部

(6) 下水道用設計標準歩掛表 第1巻 管路

(7) 下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場

(8) 下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託

(9) 下水道用設計標準歩掛表 第4巻 参考資料

監修 下水道用歩掛検討委員会

編集・発行 下水道新技術推進機構

※ (6) ~ (9) の解説書「下水道用設計積算要領」は、(公社) 日本下水道協会にて発行。

(10) 公共建築工事積算基準

監修 国土交通省大臣官房庁営繕部

編集・発行 (一財) 建築コスト管理システム研究所

発行 (株) 大成出版社

(11) 公共住宅建築工事積算基準

(12) 公共住宅電気設備工事積算基準

(13) 公共住宅機械設備工事積算基準

(14) 公共住宅屋外整備工事積算基準

編集 公共住宅事業者等連絡協議会

発行 (株) 創樹社